

和束町史編さん事業に係る報償費及び費用弁償の支給に関する要綱

平成29年11月30日

教委要綱第 11 号

(目的)

第1条 この要綱は、和束町史編さん委員会規則（平成29年教委規則第4号）及び和束町史編集委員会規則（平成29年教委規則第5号）に規定されている委員並びに和束町史編さん調査員登録要綱（平成30年教委要綱第7号）に規定されている調査員及び和束町史執筆者設置要綱（平成30年教委要綱第8号）に規定されている執筆者に対して支給する報償費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第2条 報償費は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 年額及び日額の報償費は、重複して支給する。
- 3 年額の報償費は、任期を開始する月から支給し、任期満了又は辞職等によりその職を離れたときは、その日の属する月まで支給する。
- 4 日額の報償費を受ける者が、同一日において2以上の職務に従事した場合は、いずれか多い額を支給する。

(費用弁償)

第3条 費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空費及び車賃とする。

- 2 前項に規定する旅費の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年要綱第9号）

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成30年要綱第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則（令和5年要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1

職 名	報 償 費
和束町史編集委員会委員長	年額 54,000円
同委員	年額 36,000円

別表第2

職 名	報 償 費
和束町史編さん委員会委員	日額 10,000円
和束町史編集委員会委員長	日額 13,000円
同委員	日額 10,000円
和束町史執筆者	日額 10,000円
和束町史編さん調査員	1時間 900円
和束町史執筆者	400字詰め 2,000円